

弁護士費用の準備が困難な場合のご説明はこちら

1) 法律扶助制度による場合

【概要】

民事裁判の紛争が複雑で、弁護士に依頼したいという場合であっても、その費用の負担が難しいという時には、実質的に裁判を受ける権利が有名無実化してしまいます。そのような方のために、弁護士報酬などを支払う余裕がないという方に対して、その費用を立て替える制度があります(法律扶助制度)。

これは、訴訟費用だけでなく、弁護士費用も裁判が終了するまで立て替えてくれます。頼みたい弁護士がいるのに費用が用意できない場合(或いは、そもそも依頼しようとする弁護士がいない場合でも利用できます)、訴訟費用や弁護士費用を支払う余裕がないようなときに、裁判を受ける権利を実質的に保障し、国民の権利の平等な実現を図るため、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助するのが法律扶助制度です。法律扶助制度については、財団法人法律扶助協会が事業として行ってきましたが、総合法律支援法の成立に基づいて、平成16年10月2日に日本司法支援センター(通称「法テラス」)が業務を開始し、従来の民事法律扶助事業を引き継ぎました。

【利用に当たって】

法律扶助の立替制度を受けるためには、①依頼者の資力、②勝訴の見込みに関する項目が必要とされます。さらに、申告した内容を裏付ける書類を提出する必要もあります。

日本司法支援センター(法テラス)のホームページより

確認する要件

- 資力基準を満たしていること
- 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- 民事法律扶助の趣旨に適すること

資力基準の確認方法

資力基準に該当しているかどうかは、以下の収入要件と資産要件を満たしているかどうかで判断します。

【収入要件とは】

- 申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の手取り月収額(賞与を含む)が下表の基準を満たしていることが要件となります。
- 離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。
- 申込者等と同居している家族の収入は、家計の貢献の範囲で申込者等の収入に合算します。

| 人数 | 手取月収額の基準 注1 | 家賃又は住宅ローンを負担している場合に 加算できる限度額 注2 |
|----|------------------------------|------------------------------------|
| 1人 | 18万2,000円以下 (20万200円以下) | 4万1,000円以下 (5万3,000円以下) |
| 2人 | 25万1,000円以下 (27万6,100円以下) | 5万3,000円以下 (6万8,000円以下) |
| 3人 | 27万2,000円以下 (29万9,200円以下) | 6万6,000円以下 (8万5,000円以下) |
| 4人 | 29万9,000円以下 (32万8,900円以下) | 7万1,000円以下 (9万2,000円以下) |

注1: 東京、大阪など生活保護一級地の場合、()内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円(33,000円)を加算します。

注2: 申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、()内の基準を適用します。

【資産要件とは】

- 申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)が、不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を要する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていることが要件となります。
- 離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

| 人数 | 資産合計額の基準 注1 |
|------|-------------|
| 1人 | 180万円以下 |
| 2人 | 250万円以下 |
| 3人 | 270万円以下 |
| 4人以上 | 300万円以下 |

注 1:3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

必要書類

- 世帯全体の記載のある住民票(本籍地の記載されたもの)
- 収入証明書類

収入証明書類の例

- 給与明細
- 納税証明(非課税証明)
- 確定申告書の写し
- 生活保護受給証明書
- 年金証書(通知書)
- その他これに準ずる書類

離婚事件などのように戸籍謄本が必要となる事件もあります。この他にも、申し込む事件によって必要な書類の提出が指示されることがありますので、よく確認の上、準備してください。

【費用の立替について】

費用については、立替え制となりますので、援助開始決定後、原則として月額5,000円～10,000円ずつをお支払いいただきます。ただし、事情によっては、償還金額を減額又は増額する場合があります。また、特別の事情のある方については、事件進行中の償還を猶予する場合があります。

2) 弁護士との協議による場合

個別的に依頼する弁護士と協議した上で、費用が用意できないことを説明し、勝訴した時のみその経済的利益から弁護士費用を支払うという契約により、相手方当事者との交渉等を開始し、訴えを提起することも可能です。

例えば、勝訴の可能性が不確実な場合です。この場合は、当然のことですが審査等の手続は不要であり、弁護士との協議、了解に基づきます。弁護士に最初に支払う費用(着手金等)は不要になります。但し、実費程度の準備はどうしても必要になるでしょうし、幾分報酬を多めにするような取り決めになるケースもあると思われます。皆様と弁護士との間の信頼関係が重要となります。

いずれにしましても、最初に裁判費用等を用意できなくても、交渉や訴訟の提起をする方法がありますので、資力がないという理由のみで訴訟等の手続を諦める必要はありません。詳細については、是非、当事務所までお気軽にご連絡ください。